

<利用者負担金>

各事業の費用のうち、9割相当額を「給付費」として出雲市が支弁します。費用総額から給付費を差し引いた額（1割相当額）が利用者負担となります。

ただし、利用者の世帯の市民税課税状況や利用者（児童および18・19歳の施設入所者の場合は保護者）の収入に応じ、1か月あたりの利用者負担金には上限額（利用者負担上限月額）を設けています。

<利用者負担上限月額>

【在宅・通所サービス 18歳未満の児童】

区分	負担上限月額	所得等の要件	要件の判定対象
一般2	37,200円	市町村民税課税世帯 市町村民税所得割の合計が28万円以上	保護者の住民登録世帯
一般1	4,600円	市町村民税課税世帯 市町村民税所得割の合計が28万円未満	
低所得	0円	市町村民税 非課税世帯	

<日中一時支援事業の費用>

利用時間	児 童	
	障がい支援区分	費用
4時間未満	区分3	1,920円
	区分2	1,500円
	区分1	1,240円
	重症心身障がい児（※1）	6,760円
4時間以上 8時間未満	区分3	3,830円
	区分2	3,010円
	区分1	2,490円
	重症心身障がい児（※1）	13,520円
8時間以上	区分3	5,750円
	区分2	4,510円
	区分1	3,730円
	重症心身障がい児（※1）	20,270円
送迎加算（片道）	（共通）	540円

※1 医療機関で実施された場合の費用です。

重症心身障がい児・・・次のいずれかに該当する児童

- (1) 区分3に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている児
- (2) 重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児

<問い合わせ先>

出雲市役所

		電話番号	ファックス番号
本 庁	福祉推進課	(0853) 21-6961	(0853) 21-6598
平田行政センター	市民サービス課	(0853) 63-5567	(0853) 62-4369
佐田行政センター	市民サービス課	(0853) 84-0118	(0853) 84-0579
多岐行政センター	市民サービス課	(0853) 86-3116	(0853) 86-3561
湖陵行政センター	市民サービス課	(0853) 43-1214	(0853) 43-1433
大社行政センター	市民サービス課	(0853) 53-3116	(0853) 53-4493
斐川行政センター	市民サービス課	(0853) 73-9110	(0853) 73-9119